

## 徳島市多様な集団活動事業利用料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、予算の範囲内において徳島市多様な集団活動事業利用料補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等の交付に関する規則（昭和30年規則第14号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 対象施設等 次のア又はイのいずれかに該当する施設をいう。

ア 満3歳以上の小学校就学前の在園する全ての幼児を対象として提供している標準的な開所時間が、概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、及び年間39週以上である施設等のうち市長が別表1に定める基準を満たすものをいう。ただし、次に掲げる施設等を除く。

(ア) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第7条第10項第4号ハの政令で定める施設

(イ) 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設

(ウ) 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者

(エ) 法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等（法第30条の2に規定する子育てのための施設等利用給付を受給している満3歳以上の小学校就学前の幼児の数が、当該施設を利用する満3歳以上の小学校就学前の幼児の数の概ね半数を超えない施設等を除く。）

イ 徳島市外に所在する施設等であって、当該施設等が所在する市区町村における小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業の対象施設等の基準を満たす施設等であって、市長が本号アに規定する施設と同等と認める施設

(2) 利用料 対象施設等に在籍する全ての幼児に対して提供する保育等に対して、対象施設等が保護者から徴収する利用料であって、入園料、施設整備費、延長保育又は預かり保育の利用料、実費徴収費（食材費、通園費その他対象施設等において提供される便宜に要する費用をいう。）等ではないものをいう。

(3) 対象幼児 本市の住民のうち、対象施設等を概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、及び年間39週以上利用し、当該利用日の属する月の初日に在籍しているものであって、次のアからウまでのいずれにも該当しない満3歳以上の小学校就学前の幼児をいう。

ア 法第11条に規定する子どものための教育・保育給付を受けている者

イ 法第30条の2に規定する子育てのための施設等利用給付を受けている者

ウ 法第59条の2の規定により実施する企業主導型保育事業を利用している者

(4) 集団指導 本市が対象施設等の事業者を一定の場所に集めて、講習等の方法により指導を行うことをいう。

(基準適合審査の申請)

第3条 利用支援事業の対象施設等として市長の決定を受けようとする施設等の事業者は、前条第1号イに定める場合を除き、徳島市多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等基準適合審査申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(対象施設等の決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、対象施設等として決定をしたときは徳島市多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等決定通知書(様式第2号)により、申請を却下したときは徳島市多様な集団活動事業の利用支援事業基準適合審査申請却下通知書(様式第3号)により、前条の規定により申請した事業者に通知する。

(対象施設等の決定の取消し)

第5条 市長は、対象施設等が偽りその他不正な手段により対象施設等の決定を受けたと認めるときは、その決定を取り消す。

2 市長は、前項に規定する場合のほか、前条の規定により決定を受けた施設が、第2条第1号の要件を満たさなくなり、及び要件を満たすことができる改善の見通しがないと認めるときは、対象施設等の決定を取り消すことができる。

3 市長は、前2項に規定する場合のほか、前条の規定により決定を受けた施設から当該決定を辞退する申し出があったときには、対象施設等の決定を取り消すことができる。

4 前項までの規定にかかわらず、徳島市外に所在する対象施設等が、当該施設が所在する市町村から対象施設等の決定の取り消しをされた場合や、対象施設等の決定を辞退した場合は、速やかに市長に報告を行わなければならない。この場合において、市長は、当該施設を対象施設等として扱わないものとする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費は、対象施設の利用料(入園料、施設設備費、延長利用又は預かり保育の利用料、実費徴収費(食材費、通園費等の対象施設等において提供される便宜に要する費用をいう。))その他これらに類するものを除く。以下「利用料」という。)とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は対象幼児1人につき、1月当たり、対象幼児の保護者が対象施設に支払った1月当たりの利用料(利用料の設定が月単位を超える場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切捨てた額))と20,000円のいずれか少ない額とする。

(補助金の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、徳島市多様な集団活動事業利用料補助金交付申請書兼請求書(様式第4号)に次の各号に掲げる書類を添えて、別表2に定める日(その日が閉庁日の場合は、翌開庁日)までに市長に申請しなければならない。

(1) 利用料の支払いが確認できる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

2 対象施設等は、別表3に定める日（その日が閉庁日の場合は、翌開庁日）までに、月ごとの在籍名簿（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（補助の決定及び補助金の交付）

第9条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、支給の可否を決定し、支給することを決定した時は、徳島市多様な集団活動事業利用料補助金交付決定通知書（様式第6号）により、支給しないことを決定したときは徳島市多様な集団活動事業利用料補助金不交付決定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付を決定した場合は、申請者が指定した金融機関の口座へ振込みの方法により補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第10条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により、補助金の交付決定を受けた者があると認めた場合及びその他市長が不相当と認めた場合は、交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（関係書類の整備）

第11条 対象施設等は、利用支援事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、利用支援事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（補助金に関する報告等）

第12条 市長は、補助金の支給に関し必要があると認めるときは、補助金の支給決定を受けた対象幼児の保護者又は施設等の事業者に対し報告を求め、又は調査することができる。

（指導・監査）

第13条 市長は、対象施設等に別表に規定する基準を遵守させるとともに、少なくとも概ね1年に1回は対象施設等に対して、この要綱に定める内容等を周知徹底させるため、集団指導を実施する。

2 市長は、特に必要と認める場合、実地により個別指導又は施設等の監査を行うことができる。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月24日から施行し、令和8年度の補助金から適用する。

別表 1 (第 2 条関係)

項目	基準の内容	
1 保育に従事する者の数	保育に従事する者の数は、満 3 歳以上満 4 歳未満の幼児概ね 20 人につき 1 人以上、満 4 歳以上の幼児概ね 30 人につき 1 人以上とする。ただし、常時 2 人を下回ってはならない。	
2 保育に従事する者の資格	保育に従事する者の概ね 3 分の 1 は、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）に基づく幼稚園の教諭の免許状を有する者、保育士、看護師（准看護師を含む。）又は都道府県知事（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条の 4 第 1 項の児童相談所設置市においては、それぞれの長。以下「都道府県知事等」という。）が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（1 日に保育する乳幼児の数が 5 人以下の施設等に限る。）であること。	
3 保育室等の構造設備及び面積	(1) 保育室の面積は、概ね幼児 1 人あたり 1.65 m <sup>2</sup> 以上であること。 (2) 便所には手洗設備が設けられているとともに、保育室及び調理室と区画されており、かつ、幼児が安全に使用できるものであること。 (3) 必要な遊具、保育用品等を備えること。	
4 非常災害に対する措置	建物が ある場合	(1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。 (2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。 (3) 保育室を 2 階に設ける建物は、建築基準法第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物、保育室を 3 階に設ける建物は、耐火建築物であること。
	建物が 無い場合	保育等の実態に応じて必要と考えられる措置をとること。
5 保育の内容	(1) 幼児一人一人の心身の発育や発達の状況に基づいた適切な教育・保育の計画の策定し、実施していること。 (2) 各施設の活動方針に基づいた計画を策定し、実施していること。	
6 給食（給食を実施している場合に限る。）	(1) 児童の年齢、発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容とすること。 (2) 調理は、あらかじめ作成した献立に従って行うこと。	
7 健康管理・安全確保	幼児の健康観察等を通じて日々の幼児の健康を管理するとともに、幼児の安全に配慮した活動を行うため必要な安全管理を行うこと。	
8 利用者への情報提供	活動の内容について、利用者に対し書面の交付等を通じて、説明及び情報提供を行うこと。	

9 職員・幼児の帳簿の整備	職員及び幼児の状況を明らかにする帳簿等を整備しておくこと。
10 会計処理	(1) 財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること。 (2) 全ての取引について、正確な会計帳簿を作成すること。 (3) 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。 (4) 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

別表2（第8条関係）

利用期間	支給申請書の提出期限
4月～9月	10月31日
10月～12月	3月31日

別表3（第8条関係）

幼児の在籍期間	在籍名簿の提出期限
4月～9月	10月31日
10月～12月	3月31日